

28 宗子育第 2025 号
平成 29 年 3 月 31 日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美
(教育子ども部子ども育成課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成 29 年 3 月 23 日付 28 宗監第 10157 号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（子ども育成課）

定期監査実施日：平成28年3月28日

監査対象年度：平成27年度

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>（1）保育料の収納に関する事蹟について</p> <p>ア 起案文書「保育料督促状の発送について」において、通知文書の案がつつられていないものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>イ 口座振替による保育料の納付に係る督促について 保育所の利用月の保育料は、当該月の末日が納付期限であり、口座振替による納付は25日を基準日として振替を行っているが、その時点で振替ができず収入できなかった保育料は、督促を行わず翌月に再度、口座振替処理を行っている。その後、振替ができず収入できなかった保育料の納付義務者に督促を行っているが、「宗像市債権管理条例施行規則」では履行期限までに納付しない場合、期限後20日以内に督促を行うものと規定されているので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（2）宗像市立大島へき地保育所の指定管理に関する事蹟について 指定管理者に対して指定管理に係る保証金を免除しているが、「宗像市立大島へき地保育所の管理運営に係る基本協定書」の締結に係る起案文書に保証金を免除する旨の記載がないので、事務処理を適正に行われたい。</p> | <p>（1）保育料の収納に関する事蹟について</p> <p>ア 起案文書「保育料督促状の発送について」について 定期監査での指摘後、起案文書においては、遺漏なく確実に通知文書の案を添付するにしました。</p> <p>イ 口座振替による保育料の納付に係る督促について 保育料については、地方税法の滞納処分の例により処分することとされており、本市の債権管理条例施行規則は、地方税法の督促規定に従って原則20日以内に発すると規定されています。ただし、この規定は訓示規定であり期限を過ぎて送付しても効力には影響がないとされています。 本市では、債権管理条例が制定された平成24年度以前から、納期限の翌月に口座再振替を実施しており、口座再振替を実施してもなお未納である滞納者に対し、督促状を発送するスケジュールで事務を行っていました。これは利用者の利便性の向上だけでなく、保育料収入の確保にも寄与しています。 定期監査での指摘後は、実情に応じた督促状送付事務と債権管理条例施行規則の整合を図るため、毎月の督促状発送起案において、上記事情から納期限後20日を超えて発することについて、決裁を受けることと改めました。</p> <p>（2）宗像市立大島へき地保育所の指定管理に関する事蹟について 今回の指定管理は2期目（1期4年間）であり、宗像市契約事務規則第46条第2項第3号の「過去2年の間に国又は市若しくは他の地方公共団体その他公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない者と認めら</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(3) 宗像市幼児教育審議会に関する事蹟について 審議会の開催通知を、審議会の会長ではなく教育長名で発信しているため、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>(4) 「 2 0 1 5 夏の課外授業 in むなかた 」 作成料に関する事蹟について 契約書に代えて請書を徴取しているが、起工伺に「契約書に代えて請書の提出を求める」旨の記載がないため、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>(5) 子どもプレーパーク事業業務委託料に関する事蹟について 委託契約書中の「宗像市契約約款」および「業務委託仕様書」で、委託料の請求と支払条件の記載内容が異なっているため、「業務委託仕様書」を見直されたい。</p> <p>(6) 平成 2 7 年度子育て支援センター業務委託料に関する事蹟について 業務報告書には提出期限内の提出日が記載されているが、收受日が提出日より 3 週間以上遅くなっているものがあるため、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>(7) 宗像市青少年国際交流事業補助金に関する事蹟について 補助金交付団体「全軟宗像学童部」から提出された「補助金交付申請書兼企画提案書」について、申請書に対象者数および必要経費の見積書を後日届ける旨が記載されており、前年度の交付実績を補助金額の算定根拠として記載しているが、見積書が提出される前に補助金の交付を決定しているため、事務処理を適正に行われたい。</p> | <p>れるとき。」に基づき免除している。定期監査で指摘をいただきましたので、次期指定管理では、基本協定書締結の起案文書に保証金を免除する旨の記載を行うように改めます。</p> <p>(3) 宗像市幼児教育審議会に関する事蹟について 定期監査での指摘後は、開催通知を、審議会の会長名で確実に発信するように改めました。</p> <p>(4) 「 2 0 1 5 夏の課外授業 in むなかた 」 作成料に関する事蹟について 定期監査での指摘後、平成 2 8 年度契約分から起工伺いに、「契約書に代えて請書の提出を求める」旨を記載するようにしました。</p> <p>(5) 子どもプレーパーク事業業務委託料に関する事蹟について 定期監査での指摘後、委託契約書内容の見直しを行い、平成 2 8 年度契約分から「委託契約書」と「業務委託仕様書」の記載内容を合わせました。</p> <p>(6) 平成 2 7 年度子育て支援センター業務委託料に関する事蹟について 定期監査での指摘後は、業務報告書の收受が遅延しないよう、適正に処理するようにしました。</p> <p>(7) 宗像市青少年国際交流事業補助金に関する事蹟について 定期監査での指摘後、平成 2 8 年度から交付申請の際に、参加予定者名簿及び必要経費の見積書等の算定根拠資料の提出の徹底を図り、交付の決定について適正に処理するようにしました。</p> |
|---|---|

(8) 事務に係る決裁について

次のとおり決裁区分を誤って処理しているので、事務処理を適正に行われたい。

ア 宗像市立大島へき地保育所の指定管理に関する年度協定の締結に係る起案文書は、市長の決裁が必要であるが、担当部長が決裁している。

イ 平成27年度宗像地区少年の翼事業費補助金の交付決定に係る起案文書は、副市長の決裁が必要であるが、子ども育成課長が決裁している。

ウ 補助金交付団体「全軟宗像学童部」に対する宗像市青少年国際交流事業補助金の額の確定に係る起案文書は、担当部長の決裁が必要であるが、子ども育成課長が決裁している。

エ アジア太平洋こども会議・イン福岡連携事業負担金の支出に係る起案文書は、市長の決裁が必要であるが、担当部長が決裁している。

オ 2015年度グローバル人材育成プログラム「カナダ研修」に係る費用負担の額の確定に係る起案文書は、市長の決裁が必要であるが、担当部長が決裁している。

(8) 事務に係る決裁について

定期監査での指摘後は、宗像市事務決裁規程の支出負担行為の専決事項に基づき、適切な決裁権者での決裁を確実に行うようにしました。